

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定による令和元年度定例監査を、都市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 16 日

小松市監査委員 小 栗 巖

小松市監査委員 表 靖 二

定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 予防先進部
医療保険サポートセンター，いきいき健康課，すこやかセンター
- 2 監査実施日 令和2年2月21日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 令和元年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 表 靖二

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の照合，検算，通査等の予備監査を行った。

また，監査当日は，予防先進部長ほか関係職員の同席の下，所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，関係法令に基づき適正かつ効率的，合理的に行われているかを主眼として，監査を実施した。

監査の主な着眼点は，次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは適正に行われているか。
- (6) 行政文書は適正に管理されているか。
- (7) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

8 監査の結果

予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策の項目については，おおむね良好に執行がなされているものと認められた。事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 にぎわい交流部
観光文化課（勸進帳の里・安宅ビューテラス，勸進帳ものがたり館，
仙叟屋敷並びに玄庵，ジャパン九谷のふるさと松雲堂，登窯展示館含む），
スポーツ育成課
- 2 監査実施日 令和2年2月21日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 令和元年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 表 靖二

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の照合，検算，通査等の予備監査を行った。

また，監査当日は，にぎわい交流部長，同担当部長ほか関係職員の同席の下，所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，関係法令に基づき適正かつ効率的，合理的に行われているかを主眼として，監査を実施した。

監査の主な着眼点は，次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは適正に行われているか。
- (6) 行政文書は適正に管理されているか。
- (7) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

8 監査の結果

次に記載する改善意見以外の予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策及び前回指摘事項の項目については，おおむね良好に執行がなされているものと認められた。また，事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

<改善意見>

(1) 観光文化課

ア 補助金の交付において，補助金交付要綱に定める補助率の例外規定の適用が常態化しているもの，長期に渡り交付され補助が固定化しているものが見受けられた。交付にあたっては，効果等について十分検証したうえで補助の必要性を見極め，補助額・

補助率については、基準の見直しを行うなど適正な事務執行に努められたい。また、補助事業の内容が、行政が実施すべき性質を有している場合には、補助金交付以外の方法も検討されたい。

- イ 公用車運行日誌について、前回の監査にて記載漏れ等を指摘したところであるが、今回の監査においても改善されていなかった。運行日誌は旅行命令及び復命を兼ねるものであり、小松市職員等の旅費に関する条例第4条並びに同施行規則第3条及び第4条の規定に基づき、他部署使用の場合の確認・指導も含め適正に事務処理されたい。
- (2) スポーツ育成課

ア 各種団体・大会等への運営補助金の交付において、長年に渡り補助金交付要綱に定める補助金額の例外規定を適用しているものが見受けられた。例外規定の適用が常態化することのないよう基準の見直しを行うなど適正な事務執行に努められたい。

イ こまつドームの備品のうち屋内競技用の組み立て式コートについて、前回監査にて、これまで利用実績がほとんどなく今後も利用が見込まれないようであれば、用途廃止も含めた他の活用方法について検討されるよう意見したところであるが、その後も利用実績がなく、具体的な対策がとられていない。効率的な運用ができるよう、他部署での用途変更による活用や売却等も含め、有効な活用策を講じるよう努められたい。